西企第　　310 号
令和 8 年 11 月 5 日

各課（公所）長　殿

西川町長　　菅野　大志

令和 9 年度予算編成方針について（通知）

1．本町の財政状況と今後の見通し

現在の本町の財政状況は、令和 7 年度決算における実質公債費比率が 10.2%と改善し、将来負担比率が算定されない状況であり、財政健全化法に基づく早期健全化基準を満たしています。一方、令和 4 年度から令和 6 年度までに実施した施設整備に伴う町債の元金償還が本格化することから、今後、実質公債費比率は上昇に転ずる可能性があります。このため、次の点に留意し、将来負担を見据えた財政運営を進めます。

⑴新たな施設の整備や既存施設の大規模改修は、必要性及び整備後の維持管理費等を十分に検証し、慎重に判断します。

⑵施設及びインフラは、点検結果や利用状況に基づき優先順位を明確にし、予防保全型の管理への転換、施設の集約・再編、長寿命化及び新技術の活用を進めます。

⑶財政調整基金等の必要な残高を確保し、町債の活用に当たっては後年度の財政負担に十分留意します。

2．多様な財源の確保

本町では、町税等の自主財源が歳入全体の 2 割程度にとどまり、地方交付税や国・県支出金等に大きく依存しています。こうした状況を踏まえ、全庁を挙げて多様な財源の確保に取り組みます。

⑴国・県の方針や制度改正、社会経済情勢等について、職員が日常的に情報収集を行うとともに、課内及び関係部署間で情報を共有し、活用可能な財源を見逃さない体制づくりを徹底します。

⑵町税等の適正な賦課徴収、使用料・手数料の見直し、未利用財産の売却・貸付け等を遅滞なく進め、自主財源の確保に努めます。

⑶事業の企画段階から各課において活用可能な財源を徹底して調査します。特に、部局横断的な対応を要する地方創生関係交付金については、町長・副町長、かせぐ課、直轄グループ及び所管課が連携して対応し、特別交付税の活用については企画財政課と協議します。

⑷国・県の補助金や交付金だけに依存することなく、町外の連携企業・団体や関係人口（2.5 万人・社）とのつながりを意識し、個人版・企業版ふるさと納税、企業・財団・NPO 法人等の助成制度、官民連携、クラウドファンディング、広告料、ネーミングライツ等、多様な手法を積極的に検討します。

⑸既存の制度や従来の発想にとらわれず、新たな財源確保に向けた提案と取組を積極的に進めます。

3. 町民・地域・行政のニーズに基づく事業の選択

町の事業は、町民及び地域のニーズに加え、行政が現在及び近い将来に必要と判断する政策課題を踏まえて実施します。また、町長公約や総合計画に位置付けられた事業については、特別職と事前に協議し、実施時期や事業規模について認識を共有した上で、迅速な事業化を図ります。

なお、補助金や交付金等が活用できることだけを理由として事業を新設しません。

⑴事業の立案に当たっては、日頃の町民相談や対話会、各区からの要望、令和 7 年度に実施した町民アンケート、相談・申請実績、施設の利用状況等を基礎として、町民及び地域のニーズを的確に把握します。

⑵緊急性、公益性、公平性、費用対効果及び町の各種計画との整合性を検証し、要望の有無だけでなく、既存事業との重複、代替手段及び行政が実施する必要性を踏まえて優先順位を判断します。

⑶外部財源を活用する場合も、一般財源負担、補助対象外経費、事業終了後の維持管理費、将来の更新費用等を把握し、必要性、効果及び将来負担を検証します。また、外部財源の終了後も継続する事業は、継続財源、事業の終期及び見直し条件を明確にします。

⑷町民・地域のニーズ又は政策上の必要性が確認できず、効果を合理的に説明できない事業には、財源の有無を問わず予算を配分しません。また、前年度までの未執行が多い事業についても、その原因や必要性を改めて検証します。

4. 地域経済への還元と適正な発注

人口減少に伴う地域経済の縮小は、町内の商店や事業者の減少を通じて町民生活にも影響を及ぼします。このため、町は職員 1 人ひとりの財源確保意識を徹底するとともに、将来につながる事業に積極的に投資し、行政の支出を通じて地域内の資金循環を生み出すことで、地域経済を支えていきます。

⑴物品購入、業務委託及び工事等については、地域内の所得、雇用及び消費の循環を重視し、法令遵守、公平性、競争性、透明性及び調達の経済性を確保した上で、町内企業への発注及び町内産品の活用を積極的に進めます。

⑵官公需が地域企業の経営、雇用及び賃上げに及ぼす影響に加え、金利上昇や物価高騰等の影響にも留意し、予算要求段階から資材費、労務費、燃料費等の実勢価格を的確に把握して、適正な価格転嫁に配慮した積算及び発注を行います。

⑶事業者から提出された見積書は積算内容を十分に確認し、必要に応じて市場価格、公的な積算基準、複数者からの見積り等の客観的な資料により妥当性を検証します。

5．地域経済の成長につながる施策の推進

国が掲げる「強い地域経済の構築」や若者・女性に選ばれる雇用環境の形成を踏まえ、必要な財源の確保に積極的に取り組みながら、地域経済の成長につながる施策を推進します。

⑴かせぐ課、観光課及び直轄グループを中心に、地域企業の成長、付加価値・生産性の向上、産業人材の育成、AI・デジタル技術や省力化設備の導入、農林業・観光等の地域資源を活用した産業振興を進めます。

⑵若者や女性に選ばれる雇用環境の形成、地域内経済循環の拡大及び賃上げについては、かせぐ課、つなぐ課、まなぶ課及び直轄グループを中心に、関係部署が連携した推進体制を構築します。

6．令和 9 年度予算編成の基本姿勢

令和 9 年度予算は、前例踏襲を排し、町民生活の安定、地域経済の成長及び将来世代への責任を両立するため、「選択と集中」により編成します。所管課の予算要求と財政査定に当たっては、次の事項を基本とします。

⑴所管課における基本姿勢

①実施理由を説明できない事業を含め、前例踏襲による予算要求を行わず、事業の必要性を改めて検証します。

②効果が乏しい事業や過年度に未執行が多い事業は、費用対効果と執行実績を検証し、見直し、縮小又は廃止を徹底します。

③デジタル技術、特に「つながるくん」等の活用により積極的に情報発信を行い、事務の効率化と郵送費の縮減を徹底します。

④物価、人件費、エネルギーコスト等の動向を把握し、実勢価格を反映した適正な積算を行います。契約経費についても、適正な価格転嫁に配慮し、積算根拠を明確にします。

⑵査定における基本姿勢

①町民、地域及び職員のニーズを対話等により的確に把握するとともに、総合計画に位置付けられた事業及び町長公約に掲げる事業を優先して実施することを基本とし、「選択と集中」により予算を編成します。

②一般財源の支出については、必要性と効果を厳格に検証し、効果的かつ効率的な活用を徹底します。限られた財源を、町民生活の安定、地域経済の成長及び将来世代への責任を両立する施策に重点的に配分します。

③事業の企画・査定では、次の 5 つの視点を意識し、その内容を説明できるようにします。

ア　必要性（要望・対話に基づく必要性の確認）

イ　寛容性（寛容性の向上を通じた人口減少の抑制）

ウ　経済効果（政策の波及効果及び町内資金循環）

エ　財源（事業の実施を支える財源の確保）

オ　担い手の確保・関係人口の拡大

町民のため、こどもたちのため、美しい西川を将来に残すため、職員が一丸となって課題を共有し、未来に向けて挑戦していきます。